

2017年4月13日

海外交流奨学金交付規定

第1条 (目的)

この規定は、本校の定める海外留学制度を利用した留学、もしくは幅広い国際交流と異文化理解を目的とした海外研修への参加を希望する生徒を支援することを目的とし、新世紀募金の海外交流基金を活用した奨学金の交付を定めたものである。

第2条 (奨学金の申請対象となるプログラム)

申請の対象は以下に掲げる要件のいずれかを満たした海外研修プログラムとする。

- (1) 本校の海外留学規定で認められた海外留学。
- (2) 海外での研究大会、セミナー、コンクール等に国内選考を経て参加資格を得たものの。
- (3) 学校が認めた海外交流プログラムへの参加。

第3条 (奨学金の額)

・往復渡航費 (国際航空運賃と諸経費)・授業料・施設利用費・滞在費 の総額、または

200,000 円のいずれか少ない額。

・海外滞在期間が1か月を超える場合1年間を上限とし、1か月につき50,000円を加算支給する。

なお、本奨学金は他の奨学金を重複して受け取ることを妨げるものではない。

第4条 (交付申請)

奨学金の交付を受けようとするものは、所定の用紙に必要事項を記入し、資料を添えて、研修出発の2カ月前までに校長に提出するものとする。

第5条 (交付の認定)

校長は第4条の申請書類を国際交流委員会の審議に付し、下記の諸条件が満たされたとき、21世紀募金の定められた予算の範囲内で申請を認めるものとする。

- ・参加目的、プログラムが教育上有益であると認められること。
- ・人物、成績、健康状態が適切であり良好な学校生活を送っていること。

第6条 (交付の取り消し)

校長は交付認定後、申請者が認定条件に該当しなくなり、交付が不適切と判断した場合

は、交付を取り消し、返還を求めることができる。

第7条 (実績報告)

帰国後は所定の用紙による実績報告書を提出すること。留学・研修により得られた成果は、校内で他の生徒と共有するよう努めなければならない。

この規定は 2017年(平成29年) 5月 1日 から施行する。